

報告2 説明資料

三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第92号）の公布に伴い、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたため、関係条例の一部の改正を行うものです。

2 条例の改正内容

条 項	内 容
第6条の2 【新設】	（安全計画の策定等） 児童の安全を確保するための計画の策定，また，安全計画について職員・保護者への周知，職員研修・訓練の実施，定期的な計画の見直しに係る規定を新たに設けるものです。
第6条の3 【新設】	（自動車を運行する場合の所在の確認） 事業所外での活動や取組等のために自動車を運行する場合，利用者の所在確認を義務付ける規定を新たに設けるものです。
第12条の2 【新設】	（業務継続計画の策定） 感染症や非常災害発生時において，利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画の策定，また職員への業務継続計画の周知，研修・訓練の実施，定期的な計画の見直しに係る規定を新たに設けるものです。
第13条第2項 【一部改正】	（衛生管理等） 感染症または食中毒の発生を予防及びまん延防止のための研修・訓練の定期的な実施について規定を追加するものです。

4 施行日

令和5年4月1日

※ 第6条の2の安全計画の策定等に関する事項については，施行の日から令和6年3月31日までの間経過措置があります。

5 その他

現在，放課後児童クラブでは，活動等における自動車利用の実態はありません。